

調　書（決定）	
事件の表示	平成●●年（○○）第●●号 平成●●年（○○）第●●号
決定日	平成25年5月8日
裁判所	最高裁判所第一小法廷
裁判長裁判官	白木勇
裁判官	櫻井龍子
裁判官	金築誠志
裁判官	横田尤孝
裁判官	山浦善樹
当事者等	別紙当事者目録記載のとおり
原判決の表示	大阪高等裁判所平成●●年（○○）第●●号（平成24年2月16日判決）
裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。	
第1　主文	
1　本件上告を棄却する。	
2　本件を上告審として受理しない。	
3　上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。	
第2　理由	
1　上告について	
民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。	

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成25年5月8日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官

## 当事者目録

上告人兼申立人	株式会社X
被上告人兼相手方	株式会社Y 1
被上告人兼相手方	Y 2 有限会社
被上告人兼相手方	国
被上告人兼相手方	兵庫県
被上告人兼相手方	西宮市